

食安発第 0426001 号
平成 19 年 4 月 26 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 81 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 189 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、トコフェロール酢酸エステル及び $d-\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルを省令別表第 1 に追加すること。

2 告示関係

- (1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、トコフェロール酢酸エステル及び $d-\alpha$ -トコフェロール酢酸エステルの使用基準及び成分規格を設定すること。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬ビフェナゼート及びベンチアバリカルブイソプロピルについて、農産食品等に係る残留基準値を設定すること（別紙参照）。なお、ベンチアバリカルブイソプロピルに係る試験法については、本日付け食安発第 0426004 号当職通知を参照されたい。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行すること。

2 告示関係

公布日から適用すること。ただし、基準値を改正するもののうち、「米」、「小麦」、「大麦」、「ライ麦」、「とうもろこし」、「そば」、「その他の穀類」、「大豆」、「小豆類」、「えんどう」、「そらまめ」、「らつかせい」、「その他の豆類」、「かんしょ」、「こんにやくいも」、「その他のいも類」、「てんさい」、「さとうきび」、「だいこん類の根」、「だいこん類の葉」、「かぶ類の根」、「かぶ類の葉」、「西洋わさび」、「クレソン」、「はくさい」、「キャベツ」、「芽キャベツ」、「ケール」、「こまつな」、「きょうな」、「チンゲンサイ」、「カリフラワー」、「ブロッコリー」、「その他のあぶらな科野菜」、「ごぼう」、「サルシフィー」、「アーティチョーク」、「チコリ」、「エンダイブ」、「しゅんぎく」、「レタス」、「その他のきく科野菜」、「たまねぎ」、「ねぎ」、「にんにく」、「にら」、「アスパラガス」、「わけぎ」、「その他のゆり科野菜」、「にんじん」、「パースニップ」、「パセリ」、「セロリ」、「みつば」、「その他のせり科野菜」、「トマト」、「きゅうり」、「かぼちや」、「その他のうり科野菜」、「ほうれんそう」、「たけのこ」、「しょうが」、「未成熟えんどう」、「未成熟いんげん」、「えだまめ」、「マッシュルーム」、「しいたけ」、「その他のきのこ類」、「その他の野菜」、「マルメロ」、「ラズベリー」、「ブラックベリー」、「ブルーベリー」、「クランベリー」、「ハックルベリー」、「その他のベリー類果実」、「かき」、「バナナ」、「キウイ」、「アボカド」、「パイナップル」、「グアバ」、「マンゴー」、「パッションフルーツ」、「なつめやし」、「ひまわりの種子」、「ごまの種子」、「べにばなの種子」、「なたね」、「その他のオイルシード」、「ぎんなん」、「コーヒー豆」、「カカオ豆」、「みかんの果皮」、「牛の筋肉」、「豚の筋肉」、「羊の筋肉」、「馬の筋肉」、「山羊の筋肉」、「牛の肝臓」、「豚の肝臓」、「羊の肝臓」、「馬の肝臓」、「山羊の肝臓」、「牛の腎臓」、「豚の腎臓」、「羊の腎臓」、「馬の腎臓」、「山羊の腎臓」、「牛の食用部分」、「豚の食用部分」、「羊の食用部分」、「馬の食用部分」、「山羊の食用部分」及び「乳」に残留するピフェナゼートの基準値については、平成19年10月26日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

1 添加物の表示関係

トコフェロール酢酸エステル及び d - α -トコフェロール酢酸エステル並びにそれを含む食品及び添加物製剤については、法第19条第1項の規定に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。

なお、今回の省令及び告示の改正に伴い、平成8年5月23日付け衛化第

56号厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の一部を次のように改正する。

(1) 別紙1中

「 d1- α -トコフェロール	トコフェロール, ビタミンE, V. E	」を
「 d1- α -トコフェロール トコフェロール酢酸エステル d- α -トコフェロール酢酸エステル	トコフェロール, ビタミンE, V. E 酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸V. E 酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸V. E	」に

改める。

(2) 別紙5中(1)を次のように改める。(改正部分を下線で示す。)

(1) ビタミン類 (32品目)

L-アスコルビン酸	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル
L-アスコルビン酸ナトリウム	L-アスコルビン酸2-グルコシド
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル	エルゴカルシフェロール
β -カロテン	コレカルシフェロール
ジベンゾイルチアミン	ジベンゾイルチアミン塩酸塩
チアミン塩酸塩	チアミン硝酸塩
チアミンセチル硫酸塩	チアミンチオシアン酸塩
チアミンナフタレン-1, 5-ジスルホン酸塩	チアミンラウリル硫酸塩
<u>トコフェロール酢酸エステル</u>	<u>d-α-トコフェロール酢酸エステル</u>
ニコチン酸	ニコチン酸アミド
パントテン酸カルシウム	パントテン酸ナトリウム
ビオチン	ビスベンチアミン
ビタミンA	ビタミンA脂肪酸エステル
ピリドキシン塩酸塩	メチルヘスペリジン
葉酸	リボフラビン
リボフラビン酪酸エステル	リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくベンチアバリカルブイソプロピルの農薬としての登録及びピフェナゼートに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値	
		ppm
ぼれいしよ	●	0.02
はくさい	●	2
たまねぎ	●	0.02
トマト	●	1
きゅうり	●	0.5
ぶどう	●	2

ビフェナゼート

食品名	残留基準値 (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○	0.02
小麦	○	0.02
大麦	○	0.02
ライ麦	○	0.02
とうもろこし	○	0.02
そば	○	0.02
その他の穀類(注1)	○	0.02
大豆	○	0.02
小豆類(いんげん, ささげ, サルタニ豆, サルタビア豆, パター豆, ベギア豆, ホワ イト豆, ライマ豆及びレンズを含む。)	○	0.02
えんどう	○	0.02
そら豆	○	0.02
らつかせい	○	0.02
その他の豆類(注2)	○	0.02
ぼれいしよ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしよ	○	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	○	0.02
その他のいも類(注3)	○	0.02
てんさい	○	0.02
さとうきび	○	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.02
かぶ類の根	○	0.02
かぶ類の葉	○	0.02
西洋わさび	○	0.02
クレソン	○	0.02
はくさい	○	0.02
キャベツ	○	0.02
芽キャベツ	○	0.02
ケール	○	0.02
こまつな	○	0.02
きょうな	○	0.02
ちんげんさい	○	0.02
カリフラワー	○	0.02
ブロッコリー	○	0.02
その他のあぶらな科野菜(注4)	○	0.02
ごぼう	○	0.02
サルシフィー	○	0.02
アーティチョーク	○	0.02
チコリ	○	0.02
エンダイブ	○	0.02
しゆんぎく	○	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○	0.02
その他のきく科野菜(注5)	○	0.02
たまねぎ	○	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.02
にんにく	○	0.02
にら	○	0.02
アスパラガス	○	0.02
わけぎ	○	0.02

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のゆり科野菜(注6)	○	0.02
にんじん	○	0.02
パースニップ	○	0.02
パセリ	○	0.02
セロリ	○	0.02
みつば	○	0.02
その他のせり科野菜(注7)	○	0.02
トマト	○	1
ピーマン	●	2
なす	●	2
その他のなす科野菜(注8)	●	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	0.75
かぼちや(スカッシュを含む。)	○	0.7
しろり	●	0.75
すいか	●	0.3
メロン類果実	●	0.3
まくわうり	●	0.75
その他のうり科野菜(注9)	○	2
ほうれんそう	○	0.02
たけのこ	○	0.02
オクラ	●	2
しょうが	○	0.02
未成熟えんどう	○	0.02
未成熟いんげん	○	0.02
えだまめ	○	0.02
マッシュルーム	○	0.02
しいたけ	○	0.02
その他のきのこ類(注10)	○	0.02
その他の野菜(注11)	○	25
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.7
レモン	●	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.7
グレープフルーツ	●	0.7
ライム	●	0.7
その他のかんきつ類果実(注12)	●	0.7
りんご	●	2
日本なし	●	2
西洋なし	●	2
マルメロ	○	1
びわ	●	1
もも	●	2
ネクタリン	●	2
あんず(アブリコットを含む。)	●	3
すもも(プルーンを含む。)	●	1
うめ	●	3
おうとう(チェリーを含む。)	●	2
いちご	●	5
ラズベリー	○	0.02
ブラックベリー	○	0.02
ブルーベリー	○	0.02
クランベリー	○	0.02
ハックルベリー	○	0.02

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実(注13)	○	0.02
ぶどう	●	3
かき	○	1
バナナ	○	2
キウイ	○	0.02
パパイヤ	●	2
アボカド	○	0.02
パイナップル	○	0.02
グアバ	○	0.02
マンゴー	○	0.2
パッションフルーツ	○	0.02
なつめやし	○	0.02
その他の果実(注14)	●	2
ひまわりの種子	○	0.02
ごまの種子	○	0.02
べにばなの種子	○	0.02
綿実	●	1
なたね	○	0.02
その他のオイルシード(注15)	○	0.02
ぎんなん	○	0.02
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類(注16)	●	0.2
茶	●	2
コーヒード	○	0.02
カカオ豆	○	0.02
ホップ	●	15
みかんの果皮	○	10
その他のスパイス(みかんの果皮を除く)(注17)	●	25
スペアミント	●	25
ペパーミント	●	25
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く)(注18)	●	25
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
羊の筋肉	○	0.01
馬の筋肉	○	0.01
山羊の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注19)の筋肉(羊、馬及び山羊を除く)	●	0.01
牛の脂肪	●	0.1
豚の脂肪	●	0.1
羊の脂肪	●	0.1
馬の脂肪	●	0.1
山羊の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪(羊、馬及び山羊を除く)	●	0.1
牛の肝臓	○	0.01
豚の肝臓	○	0.01
羊の肝臓	○	0.01
馬の肝臓	○	0.01
山羊の肝臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓(羊、馬及び山羊を除く)	●	0.01
牛の腎臓	○	0.01
豚の腎臓	○	0.01
羊の腎臓	○	0.01
馬の腎臓	○	0.01
山羊の腎臓	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓(羊、馬及び山羊を除く)	●	0.01
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	○	0.01
豚の食用部分	○	0.01
羊の食用部分	○	0.01
馬の食用部分	○	0.01
山羊の食用部分	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(羊、馬及び山羊を除く)	●	0.01
乳	○	0.01

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	●	0.01
その他の家さんの筋肉(注20)	●	0.01
鶏の脂肪	●	0.01
その他の家さんの脂肪	●	0.01
鶏の肝臓	●	0.01
その他の家さんの肝臓	●	0.01
鶏の腎臓	●	0.01
その他の家さんの腎臓	●	0.01
鶏の食用部分	●	0.01
その他の家さんの食用部分	●	0.01
鶏の卵	●	0.01
その他の家さんの卵	●	0.01
干しぶどう	●	2

注1

「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、小麦粉、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2

「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆及びらつかせい以外のものをいう。

注3

「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注4

「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー及びブロッコリー以外のものをいう。

注5

「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく及びレタス以外のものをいう。

注6

「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、んにく、アスパラガス及びわけぎ以外のものをいう。

注7

「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ及びみつば以外のものをいう。

注8

「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9

「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10

「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注11

「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びびきのこ類以外のものをいう。

注12

「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びびライム以外のものをいう。

注13

「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14

「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。

注15

「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実及びびなたね以外のものをいう。

注16

「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17

「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18

「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19

「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20

「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※ 残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にな
い食品については、一律基準値(0.01ppm)が適用される。

- 平成19年4月26日施行
- 平成19年10月26日施行